令和７年１月１日発行

日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業
（NEXUS）

令和６年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

国際部

大学等／企業等

目次例：　2

A. 用語の解説　3

B. 事務処理説明書　共通版との違い　5

I.　事務処理説明書　共通版との違い　6
１．　研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務について（国際共同研究契約の締結）　6
２．　委託研究の予算費目、直接経費の執行　6
３．　物品の移動等について　14
４．　基金終了後の物品等の取扱いについて　15
５．　招待講演・専門的知識の提供に係る謝金について　16
６．　飲食費計上の対象となる会議について　16
７．　研究成果に係る知的財産権の基本的な考え方について　17
８．　各種報告書等の提出について　17
９．　研究実施内容の報告について　18

C. FAQ　20

１．　URL（NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）固有の FAQ）　20
２．　URL（事務処理説明書共通版 FAQ と補完版との差異に係る FAQ）　20

令和６年度委託研究事務処理説明書　補完版（以下、本補完版という）について

●本補完版では、以下の事業を省略して NEXUS という
日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業
（NEXUS：Networked Exchange, United Strength for Stronger Partnerships between Japan and ASEAN）

●委託研究契約にかかる書類は以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記ＵＲＬからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。
https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

●事業の概要については、下記の HP をご確認ください。
https://www.jst.go.jp/aspire/nexus/about/index.html

●本補完版の見方について
本補完版は、各プログラムの固有ルールがそれぞれ記載されています。本文中、「共通版の記載内容」の表の右上に、適用対象となるプログラム名、または事業名が表記されていますので、それぞれ該当する箇所をご参照ください。（表記がない場合は適用されません）

例：

対象：　NEXUS、NEXUS（研究人材育成連動型）共通

共通版の記載内容	大学等：　４～５ページ	企業等：　４～５ページ
「２．用語の解説」の表		

A. 用語の解説

ここでは、日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業(NEXUS)における用語の解説を掲載します

1．日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）における研究タイプ及び用語の説明

NEXUS における、各研究タイプ及び用語の説明は以下の通りです。

研究タイプ	説明
NEXUS	「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」で採択された国際共同研究に係る研究課題の研究タイプ
NEXUS（研究人材育成連動型）	「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」で採択され、国際共同研究と連動し研究人材育成を実施する研究課題の研究タイプ

用語	説明
カウンターパート	国際共同研究において、相手国・地域の研究支援を行う機関
若手育成対象者	NEXUS（研究人材育成連動型）において、委託研究契約を締結する研究機関における博士後期課程に在籍もしくは予備教育期間として研究機関が提供する研修プログラムを履修している等、研究機関に身分があり、研究人材育成経費による研究人材育成の対象として研究計画にて定められた ASEAN 加盟国からの若手研究人材。 詳細は公募要領別紙をご確認ください。

2．NEXUS について

日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS：Networked Exchange, United Strength for Stronger Partnerships between Japan and ASEAN）は、我が国と ASEAN 諸国との、これまでの長きにわたる国際共同研究や研究人材交流の取組を基盤としつつ、国際共同研究、人材交流・育成等、幅広い取り組みを通じ、持続可能な研究協力関係を更に強化することを目指すものです。

これにより、ASEAN 諸国の多様性を最大限に生かしてそれぞれの国の強みを発揮しつつ、わが国と ASEAN 双方の強みをあわせ、双方の課題に取り組み、双方の期待に応え、共創するパー

トナーとして共に成長するための“相補的で持続可能な研究エコシステム”の構築を目指します。具体的には国際共同研究、研究人材交流・育成、拠点強化の 3 つの取組を実施し、国際共同研究プログラムでは日本と ASEAN 各国との間で共通重点分野を設定し、共通社会課題の解決や研究成果の社会実装、さらには国際頭脳循環に資するような共同研究を推進します。

また、本事業の国際共同研究プログラムは競争的研究費制度に該当します。本項と合わせて本事業ウェブページもご覧ください。

https://www.jst.go.jp/aspire/nexus/

３．研究タイプについて

NEXUS では、２つの研究タイプにより実施されます。それぞれの研究領域は公募要領をご確認ください。

①NEXUS

日本と ASEAN 加盟国との重点分野における共通課題の解決に資するべく、国際共同研究を実施します。

②NEXUS（研究人材育成連動型）

国際共同研究の実施に加え、国際共同研究と連動して、その担い手である若手研究人材等の育成を相手国と協働して実施し、次世代の研究や産業を担う優秀な研究人材の育成を図ります。

B. 事務処理説明書　共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

委託研究事務処理説明書の見方

●委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
●補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
●補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。

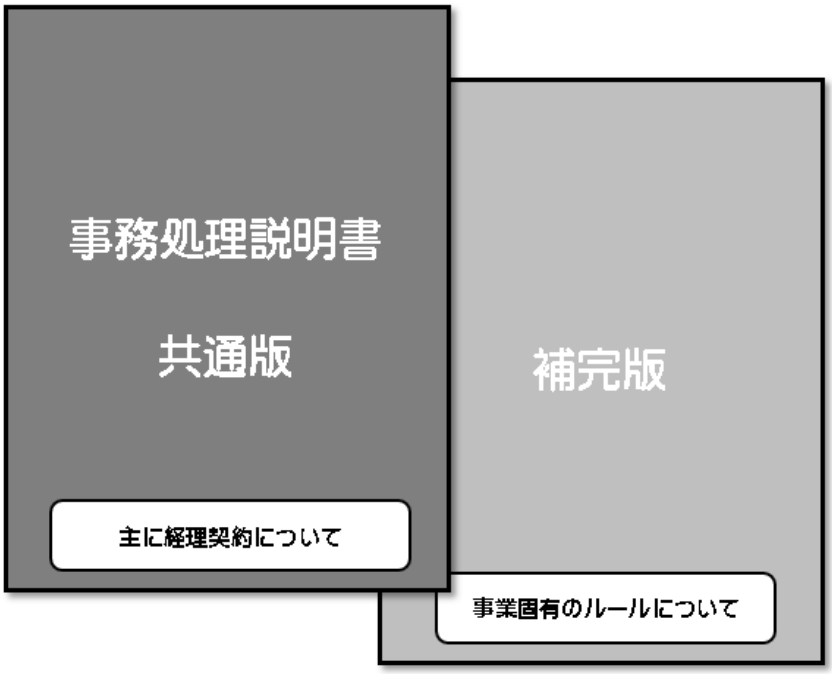

委託研究契約にかかる書類
https://www.jst.go.jp/contract/index2.html
にて「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業」の
　❍事務処理説明書　共通版　大学等
　❍事務処理説明書　共通版　企業等
をご参照ください。

I.　事務処理説明書　共通版との違い

１．研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務について（国際共同研究契約の締結）

対象：　NEXUS、NEXUS（研究人材育成連動型）共通

共通版の記載内容	大学等：　９ページ	企業等：　９ページ

（大学等、企業等共通）

（９）　研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化

本研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

参画機関相互での共同研究契約を必ず締結するよう契約条項等を定めます。研究成果の活用等にあたり支障が生じないよう知的財産権の取扱いや守秘義務等に関して参画機関間で適切にご対応下さい。

- 研究代表者の所属機関は、国際共同研究契約等の締結前に、その最終案について JST が指定するチェックリスト等を用いた契約内容確認を行い、事前に JST 課題担当者へ報告する必要があります。
- 研究代表者の所属機関は、国際共同研究契約等を締結後速やかに、当該契約書の写しを JST 課題担当者へ提出してください。

２．委託研究の予算費目、直接経費の執行

対象：　NEXUS、NEXUS（研究人材育成連動型）共通

共通版の記載内容	大学等：　２２ページ	企業等：　２２ページ

1)直接経費	本研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の４つの費目で構成
①物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用
②旅　費	研究担当者及び研究計画書記載の研究参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費
③人件費・謝金	本研究のために雇用する研究者等（研究担当者を除く（※））の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費 ※研究担当者のうち原則として研究代表者については、一定の要件を満たした場合に限り、人件費を支出することができます。詳細は「（７）④研究代表者（PI）の人件費の支出について」を参照してください。

④その他	上記の他、本研究を実施するための経費 例）研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、ＨＰ作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務費等）、ソフトウェアライセンス使用料、研究以外の業務の代行に係る経費、不課税取引等に係る消費税相当額等
2)間接経費	直接経費に対して一定比率で手当され、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費

対象：　NEXUS、NEXUS（研究人材育成連動型）共通

共通版の記載内容	大学等：　２３～２４ページ	企業等：　２３～２５ページ
（１）　各予算費目の執行に係る指針 （２）　直接経費の費目間流用		

NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）では、上記の他に、下記の事業固有のルールを適用します。

（１）直接経費の構成（NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型））

NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）における委託研究費の直接経費は、以下の経費から構成されます。

特に NEXUS（研究人材育成連動型）は国際共同研究と連動して研究人材育成を実施するため、NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）で共通する「①国際共同研究経費」に加えて「②研究人材育成経費」の使用が認められます。詳細は後述をご確認ください。

① 国際共同研究経費

委託研究費における直接経費のうち、相手側研究チームと共同で実施する国際共同研究の実施に係る経費です。

（ｉ）　国際研究交流経費（NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）共通）

NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）では、国際共同研究経費のうち、その**３割程度を目安**に、国際研究交流経費として日本と ASEAN 加盟国との間での国際的な研究者の交流や学会発表等の機会を若手研究者等へ提供する等、本研究において重要な役割を果たす存在となり、ひいては将来国際的な活躍が期待される若手研究者等（院生・学部生も含む）の育成を目的として、若手研究者等に直接裨益するために使用するものとします。

②　研究人材育成経費（NEXUS（研究人材育成連動型）のみ）

大学等である場合、研究人材育成の実施にあたり、直接経費から研究人材育成経費として以下の費用の支払いが認められます。（若手育成対象者１人あたり最大３９０万円／年）

研究人材育成経費の費用	定義	支援額（若手育成対象者１人あたり）
研究奨励費	研究機関が若手育成対象者に支給する若手育成対象者の滞在を支援する費用。（生活費相当額） ・直接経費（人件費・謝金）として支出。 ・次年度への繰越不可	年間１８０万円から２４０万円の間で研究機関にて規定。 ※事業年度をまたぎ１年に満たない期間がある場合は期間按分
若手育成研究費	若手育成対象者の研究に係る費用。 ・使途は国際共同研究に係る費用（直接経費４費目）に準ずる。 ・次年度への繰越可（次年度も支援を継続する若手育成対象者のみ）	上限１５０万円/年 ※０円は不可。適切な金額の配分が必要。

（研究人材育成経費の執行に係る注意事項）

（ｉ）　研究奨励費

（ア）１人あたりの支援額

・年間１８０万円から２４０万円の範囲で、若手育成対象者１人あたりの支援額を研究機関の規程等において適切に規定してください。

・最低支援期間は１年間となります。これに満たない方の支援は認められません。

・事業年度をまたぎ１年に満たない期間がある場合は、当該期間の上限額を期間按分してください。

・若手育成対象者がライフイベント（育児休業や産前産後の休暇を取得する場合等）で研究課題に参画することが難しくなる場合については、事前にＪＳＴ課題担当者にご相談ください。

・各若手育成対象者への支援開始や中断、再開における開始日は月初めからとなります。

（月の途中で支援を開始する場合、翌月の初日からの支援開始となります。（例：４月 16 日開始の場合、支援開始日は５月１日））

（イ）支払い方法

・研究奨励費の研究機関から若手育成対象者への支払いに際して、研究機関において規程等を適切に整備の上、運用してください。委託研究費の精算にあたり、JST は研究機関の規程等に基づき支出が行われたかどうかの確認に留まり、若手育成対象者へ支給した後の当該経費の使途について確認しません。

・本事業における研究奨励費の支払いは、本委託研究の業務である研究人材育成の対象である若手育成対象者が、委託研究に寄与する研究に集中できる環境構築を支援するものであり、若手育成対象者と研究機関との間における雇用関係を必須とはしていません。

（ウ）所得税法上の取扱い

・研究奨励費は所得税法上の雑所得として扱われ、所得税及び住民税の課税対象となります。そのため確定申告が必要となる他、社会保険、年金等の手続き及び管理を行うことが必要になります（研究機関が別途雇用手続きを行う場合を除く）。

・若手育成対象者が外国籍あることに鑑み、研究機関による適切な周知及び支援をお願いします。

（ｉｉ）　若手育成研究費

（ア）１人あたりの支援額

・各若手育成対象者に若手育成研究費を配分する必要があります（0 円とすることは認められません）。当該若手育成対象者の研究テーマ等も踏まえ、適切な金額を配分してください。

（イ）繰越

・次年度も支援を継続する若手育成対象者に係る若手育成研究費のみ、次年度への繰越が認められます。

・繰越の対象（事由）及び手続きは、事務処理説明書共通版「Ⅱ．経理・契約事務について」の「１４．委託研究費の繰越について」に従うようお願いします。

（ｉｉｉ）　自己負担額と研究人材育成経費の合算

・使途に制限のない資金（運営費交付金等の自己資金、寄付金等）を研究人材育成経費と合算して使用すること（いわゆる自己負担）が認められます。この場合、JST の事前確認は不要ですが、「経理様式１：委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」支出金額に当該自己負担額も含めて記入してください。

・研究人材育成経費は直接経費を構成する費用であり、間接経費との合算は認められません。

（ｉｖ）　流用の制限

・研究計画確定以降、研究人材育成経費（研究奨励費と若手育成研究費）の費用間の流用は、認められません。

・研究計画確定以降、国際共同研究経費と研究人材育成経費との経費間の流用は、機構が認める場合を除き、認められません。

（ｖ）　若手育成対象者について

・委託研究に係る若手育成対象者のエフォートは学業に支障のない範囲とするようお願いします。また、RA・TA についても学業に支障のない範囲で従事することは認められます。

（ｖｉ）　他事業との重複

下記の項目に該当する者が、NEXUS（研究人材育成連動型）の研究課題に参画することは可能ですが、研究人材育成経費の支払い対象にならないものとします。

○ 「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」選抜学生
○ 「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」選抜学生
○ 「次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）（BOOST）」選抜学生
○ 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）
○ 生活費に係る奨学金（１８０ 万円／年以上）を得ている学生
○ 所属する研究機関から、１８０ 万円／年以上の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生
○ 国費外国人留学生（日本政府から奨学金を支給されている留学生）、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生
○ 独立行政法人国際協力機構（JICA）により支援を受ける JICA 留学生

※1 若手育成対象者が、上記事業から生活費相当額ではなく、研究費のみ資金提供を受けている場合は、本事業研究人材育成経費の支払いを受けることが認められます。
ただし、上記事業担当者に本事業との重複受給が可能であるかを事前に確認してください。

※2 本事業の若手育成対象者が、自身の学位取得や研究開発に支障のない範囲で、在籍する研究機関において TA・RA 活動等を行い、その適正な対価として謝金等を受けることは認められます。

※3 重複受給については上記の通り制限があるものの、研究機関で実施している他事業にて開催するイベント等へ当該若手育成対象者の参画促進や、合同でのワークショップ開催等の連携は推奨いたします。

（２）国際共同研究経費及び研究人材育成経費と直接経費 4 費目との対応（NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）共通）

国際共同研究経費および研究人材育成経費の各支出について直接経費 4 費目（物品費、旅費、人件費・謝金、その他）に区分の上、経理書類に記載する必要があります。以下に NEXUS 特有の直接経費の費目と経費との対応の例を記載します。

また、以下のNEXUS及びNEXUS(研究人材育成連動型)ウェブサイトに、NEXUS及びNEXUS（研究人材育成連動型）固有の FAQ を掲載します。随時更新しますのでご確認ください。

https://www.jst.go.jp/aspire/nexus/form/index.html

① 物品費

（NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）共通）

・若手研究者等の渡航先での研究に関わる研究用試薬・材料・消耗品費等。

→使途により、国際共同研究経費、国際研究交流経費の他、若手育成対象者の研究に係る使途であれば、若手育成研究費からの支出が認められます。

（NEXUS（研究人材育成連動型））

・若手育成対象者の研究に係る物品費

→使途により、若手育成研究費、国際共同研究経費の他、国際研究交流活動に係る使途であれば国際研究交流経費からの支出が認められます。

② 旅費

（NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）共通）

・相手国研究者の旅費

→相手国側研究参加者の旅費、滞在費については、相手国側で負担することを原則としています。ただし、カウンターパートとの取り決め等によっては、例外的に日本側において相手国側の研究参加者の滞在費等を負担する場合がありますので、滞在費等の負担方法については公募時の募集要項等に従って処理いただきますようお願いします。

・研究チーム外の研究者の招へい旅費

→使途により、国際共同研究経費、国際交流研究経費、若手育成研究経費からの支出が認めらます。

ただし、相手国側研究参加者として参画している場合は、外部専門家等の招へい対象者として旅費の対象とすることはできません。

・若手研究者等の引率や準備等に係る若手研究者等ではない研究担当者の旅費
→国際共同研究経費の他、若手育成対象者の研究に係る使途であれば若手育成研究費からの支出が認められます。

（NEXUS（研究人材育成連動型））
・若手育成対象者の研究に係る旅費
→使途により、国際共同研究経費、若手育成研究経費の他、国際研究交流活動に係る使途であれば国際研究交流経費からの支出が認められます。

・若手育成対象者の渡日及び帰国旅費（一時帰国は除く）
→使途により、国際共同研究経費、国際研究交流経費からの支出が認められます。

・相手国研究者の旅費
→相手国側研究参加者の旅費、滞在費については、相手国側で負担することを原則としています。
ただし、日本での博士学位取得を目指す、もしくは育成対象となり得る相手国研究チームに所属する、相手国の修士課程学生については、事前に研究計画書に登録することにより、当該経費（短・中・長期の渡航費・滞在費）を国際共同研究経費、国際研究交流経費から支出することが認められます。

③ 人件費・謝金
（NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）共通）
・若手研究者等の渡航や交流の実施に係るコーディネート業務を行うスタッフの人件費
→使途により、国際共同研究経費、国際研究交流経費の他、若手育成対象者の研究に係る使途であれば若手育成研究費からの支出が認められます。また、研究計画書へ該当者の登録が必要となります。

・日本の研究者の渡航による研究機関で欠員が生じた場合の代替要員に係る費用
→使途により、国際共同研究経費、国際研究交流経費の他、若手育成対象者の研究に係る使途であれば若手育成研究費からの支出が認められます。（原則として研究機関の規程に従うものとします）。

（NEXUS（研究人材育成連動型））
・若手育成対象者の生活費相当額。
→研究奨励費からの支出が認められます。

・若手育成対象者の研究に係る人件費・謝金

→使途により、国際共同研究経費、若手育成研究経費の他、国際研究交流活動に係る使途であれば国際研究交流経費からの支出が認められます。

・若手育成対象者の RA 謝金等。

→国際共同研究経費からの支出が認められます。（若手育成研究費から本人へのＲＡ謝金等の支出は認められません。）

④ その他

（NEXUS（研究人材育成連動型））

・若手育成対象者の研究に係るその他経費

→使途により、国際共同研究経費、若手育成研究経費の他、国際研究交流活動に係る使途であれば国際研究交流経費からの支出が認められます。

・研究人材育成経費に係る消費税相当額。

→国際共同研究経費からの支出が認められます。

また、上記①から④の支出の他に、当該研究課題の海外渡航先での遂行上必要かつ、研究機関の規程に従って支出し計上することが可能であれば、入寮費、寝具費、図書館利用料、施設・スペース使用料、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用することができない地域におけるタクシー利用料等を、国際研究交流経費から支出することが認められます。使途に応じて直接経費 4 費目に区分の上、経理書類に記載してください。

３．物品の移動等について

対象：　NEXUS（研究人材育成連動型）のみ

共通版の記載内容	大学等：　２８ページ	企業等：　２９ページ

（大学等）

③ 物品の移動等について

a．取得物品

研究担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続き本研究を実施する場合には、取得物品を無償譲渡により次の所属機関に引き継いでください。

（以下、記載省略）

b．提供物品

研究担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても引き続きＪＳＴの研究を推進する場合には、取得物品と同様、提供物品を次の所属機関に移設しますので、ご協力をお願いします。

提供物品を他機関等へ一時的に持ち出す場合や廃棄処分が必要となる場合は、事前にＪＳＴにご相談ください。

（企業等）
③ 物品の移動等について［ 対象：ＪＳＴ帰属物品 ］
a．取得物品を移動する場合
・報告済の取得物品の所在場所が変更となる場合には、物品移動申請書（経理様式１１）により、事前にＪＳＴへ申請してください。
・研究担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続きＪＳＴの研究を推進する場合には、取得物品および提供物品を次の所属機関に移設しますので、協力をお願いします。研究機関帰属となる取得物品についても、原則として、無償譲渡により次の所属機関へ引き継いでください。
（以下、記載省略）

NEXUS（研究人材育成連動型）における研究人材育成は、国際共同研究の一環として行われます。そのため、物品の移動等の取扱いは、原則として事務処理説明書共通版の記載と同様です。

一方で、研究人材育成の対象となる若手育成対象者は移籍元の研究機関に所属することから、研究人材育成経費を計上する研究担当者（研究代表者も含む）は、研究期間の全期間において、国際共同研究と研究人材育成に従事することが、研究人材育成経費を計上する研究担当者の責務となります。

そのため、研究人材育成経費を計上する研究担当者が他の研究機関に移籍する場合において、移籍元の研究機関における研究人材育成に影響が生じないよう、移籍元の研究機関におかれては、他の研究機関に移籍する研究担当者と協力し、新たな研究担当者を配置する等、適切な措置を講じていただきますようお願いします。

４．基金終了後の物品等の取扱いについて

対象：　NEXUS、NEXUS（研究人材育成連動型）共通

共通版の記載内容	大学等：　－	企業等：　２９ページ

（企業等）
Ⅱ．経理・契約事務について
６．直接経費の執行
（４） 物品等の取扱いについて
② 物品の管理
ｆ．研究期間終了後の物品の取扱について
・研究期間終了後、取得物品および提供物品のうちＪＳＴ帰属の有形固定資産については、引き続き本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として 一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。ただし、耐用年数経過前（研究期間終了時等）であっても、引き続き、本研究の応用等の目的に使用されることを前提として買い取ることが可能です。

委託研究契約書において「企業等」と認められた研究機関は、取得物品および提供物品のうちＪＳＴ帰属の有形固定資産（以下「取得物品等」という。）について、基金終了後に発生する収入を速やかに国へ返納する必要があることから、本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、基金終了時には、当該取得物品等の耐用年数経過前であっても遅滞なくＪＳＴから買い取りいただくこととします。（ＪＳＴが使用又は処分等を必要とする場合を除きます。）

そのため、取得物品等の取得にあたり、基金終了時の有償買い取りを含めた当該取得物品等の取扱いを研究の早い段階で計画した上で取得していただきますようお願いします。

なお、以下に、耐用年数経過前に買い取りいただくこととなった場合の譲渡価格（買い取り価格）を例示します。詳細については、JST 課題担当者にお問い合わせください。

【譲渡価格の例示】

取得価額：３００万円（耐用年数４年、基金終了時、１年６カ月経過）

譲渡価格：約１３２万円（消費税別）。仮に耐用年数が満了した場合であっても、譲渡価格（＝残存価格）は、取得価額の５％～１０％程度（１円ではありません）となります。

５．招待講演・専門的知識の提供に係る謝金について

対象：　NEXUS、NEXUS（研究人材育成連動型）共通

共通版の記載内容	大学等：　３４ページ	企業等：　３４ページ
（大学等）⑤／（企業等）⑥　招待講演・専門的知識の提供に係る謝金について 本研究の実施に伴い直接必要である場合に限り計上可能です。また、単価基準は研究機関の規程に準じて執行してください。 招待講演等により外部専門家に謝金を支払う場合を想定しています。 ただし、他の研究機関所属の者であっても、同一研究チームの研究参加者として参画している場合は、招待講演等の謝金対象とすることはできません。		

以下の二重線部分を追記します。

・他の研究機関所属の者であっても、同一研究チームの研究参加者として参画している場合<u>及び相手国側の研究メンバーとして参画している場合は、</u>招待講演等の謝金対象とすることは出来ません。

６．飲食費計上の対象となる会議について

対象：　NEXUS、NEXUS（研究人材育成連動型）共通

共通版の記載内容	大学等：　４１ページ	企業等：　３５ページ
（大学等、企業等共通） b．飲食費計上の対象となる会議 本研究で得られた研究成果の発表等、本研究に直接的に関係する会議（ワークショップ、シンポジ		

ウムを含む）を主催する場合であり、かつ外部の研究者が参加する会合であることを要件とします。 なお、研究チーム内の研究参加者のみによる定例的な研究ミーティングは対象となりません。（他の研究機関所属の者であっても、同一研究チーム内の研究参加者は「外部の研究者」に含まれません。）

上記「なお、」以降について下記のように変更されます。（二重線部分が追加されます）
・研究チーム内の研究参加者のみによる定例的な研究ミーティングは対象となりません。（他の研究機関所属の者であっても、同一研究チーム内の研究参加者は「外部の研究者」に含まれません。）
<u>ただし、相手国側の研究メンバーとして参画している相手国側の研究チーム内の研究者等は「外部の研究者」と見なします。</u>

７．研究成果に係る知的財産権の基本的な考え方について

対象：　NEXUS、NEXUS（研究人材育成連動型）共通

共通版の記載内容	大学等：　６３ページ	企業等：　５７ページ
（大学等、企業等共通） Ⅲ.　知的財産権の管理について １．研究成果に係る知的財産権の基本的な考え方 研究成果に係る知的財産権は、委託研究契約書に定める事項が遵守されることを前提に研究機関に帰属することとなります。		

知的財産権関係の出願手続き等において以下の点にご留意下さい。
・出願にあたっては事前に相手国側研究機関の了解を得てください。
・国際共同研究であることを踏まえ、特定の国あるいは研究機関に不利益とならぬようご配慮ください。
・研究担当者の所属機関は、JST との委託契約、相手国内法等にご留意の上、知的財産権等の取り扱いについて、他の研究機関と国際共同研究契約書を交わしてください。

８．各種報告書等の提出について

対象：　NEXUS、NEXUS（研究人材育成連動型）共通

共通版の記載内容	大学等：　８５ページ	企業等：　７９ページ
（大学等） Ⅷ.　各種報告書等の提出について １．ＪＳＴへの提出物（経理様式） （以下、記載省略）		

国際研究交流経費および NEXUS（研究人材育成連動型）における研究人材育成経費について、JST において使途の集計や分析等が必要となり、研究担当者から JST 課題担当者に提出される本研究の

実施内容および成果に係る報告書等では必要な情報を得られない場合、「経理様式２：収支簿」の提出を求めることがあります。

その際に、収支簿の直接経費４費目（物品費、旅費、人件費・謝金、その他）の区分のみでは、その収支が国際研究交流経費または研究人材育成経費であるかの特定が難しい場合もありますので、収支簿作成の段階において、「備考（その他）」列に、「国際研究交流経費」または研究人材育成経費の費用名（「研究奨励費」、「若手育成研究費」）を追記の上、整備していただきますようお願いします。

JST 課題担当者において収支簿が必要となった場合、JST 課題担当者から研究担当者に提出を依頼します。

その結果、各費用の上限額超過や合目的性・適正性について疑義が確認された場合、調査の上、当該支出額の返還を求める場合があります。

（収支簿への国際研究交流費および研究人材育成経費の費用名記載のイメージ）

入出金年月日	摘　要	収　入	支　出	残　額	支出費目				備考		
					物品費	旅　費	人件費・謝金	その他	伝票番号	支払先	その他
2024/4/1	前事業年度から繰越	200,000	0	200,000							
2024/5/2	研究費受入（第1四半期分）	40,000,000	0	40,200,000							
2024/4/20	研究奨励費(4/1～4/30)（若手育成対象者A）		200,000	40,000,000			200,000			若手育成対象者A	研究奨励費
2024/5/20	渡日旅費(4/1 若手育成対象者A)		50,000	39,950,000		50,000			0002	若手育成対象者A	
2024/7/1	海外旅費 (6/1～4 ハノイ　学会発表)（若手研究者B）		80,000	300,000		80,000			0003	若手研究者B	国際研究交流経費
	（中略）		0	300,000							
2025/1/20	研究費受入（第4四半期分）	40,000,000	0	40,300,000							
2025/2/1	試薬○○		300,000	40,000,000	300,000				0004	㈱○○科学	
2025/2/1	試薬□□（若手育成対象者A）		100,000	39,900,000	100,000				0005	㈱○○科学	若手育成研究費
2025/2/20	海外旅費 (12/1～12/4 ハノイ 試作装置テスト)（若手育成対象者A）		80,000	39,820,000		80,000			0006	若手育成対象者A	
2025/3/10	RA謝金(2/15 5H)　（若手育成対象者A）		7,500	39,812,500			7,500		0007	若手育成対象者A	
	（中略）		0	41,000							
2025/5/15	消費税相当額		41,000	0				41,000	0008		
			0	0							
			0	0							
			0	0							
			0	0							
			0	0							
	計	80,200,000	858,500	79,341,500	400,000	210,000	207,500	41,000			

若手育成対象者の渡日・帰国旅費は、使途に応じて国際共同研究経費または国際研究交流経費

若手育成対象者のRA謝金は、国際共同研究経費

９．研究実施内容の報告について

対象：　NEXUS、NEXUS（研究人材育成連動型）共通

共通版の記載内容	大学等：　８８ページ	企業等：　８３ページ

（大学等、企業等共通）

３．研究実施内容の報告について

本研究の実施内容および成果については、ＪＳＴが指定する様式により事業年度毎に報告する必要があります。報告書の様式及び報告期限は以下のとおりです。

報告様式	ＪＳＴ指定様式（各研究タイプにより異なる）
報告期限	翌事業年度の５月３１日まで※

※休日の場合は前営業日を期限とします。

NEXUS では、研究成果のうち、以下の項目につきましては、別に JST 課題担当者が指定する様式

に記載の上、JST 課題担当者が指定する期日までに提出をお願いします。

（１）NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）共通

- 日本から海外への訪問実績（日程、人数、派遣先等）
- 海外から日本への訪問実績（日程、人数、派遣先等）
- ワークショップ、セミナー、シンポジウム等 開催・参加実績（日程、人数、場所など）
- 論文等発表数及び相手側研究者（チーム）との国際共著論文数
- 学会発表数及び相手国研究者（チーム）との連名による学会等発表数
- 特許出願件数及び特許登録件数
- 受賞、新聞報道等
- その他、JST 課題担当者が指定する事項

（２）研究人材育成経費（NEXUS（研究人材育成連動型）のみ）

- 研究機関で受入れた若手育成対象者の人数及び学位取得人数、卒業後の進路
- その他、JST 課題担当者が指定する事項

C. FAQ

ここでは、NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）固有の FAQ を掲載します

1．URL（NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）固有の FAQ）
以下の NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）ウェブサイトに、NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）固有の FAQ を掲載します。随時更新しますのでご確認ください。

https://www.jst.go.jp/aspire/nexus/form/index.html

2．URL（事務処理説明書共通版 FAQ と補完版との差異に係る FAQ）
上記の NEXUS 及び NEXUS（研究人材育成連動型）固有 FAQ の他、以下の JST 研究契約ウェブサイトに掲載されている事務処理説明書共通版 FAQ と補完版との差異に係る FAQ について説明します。

（事務処理説明書共通版 FAQ）
https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

（JST 研究契約ウェブサイト掲載 FAQ と補完版との差異）
NEXUS（研究人材育成連動型）では、以下太字下線部の部分が追加されます。

① FAQ4008（大学等、企業等共通）

（質問）

研究担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても引き続きＪＳＴの研究を推進する場合の物品の移送費を直接経費から支出することは可能か。

（回答：共通版）

本委託研究に必要な物品の移送費については、直接経費での計上が可能です。なお、当該研究に使用されない物品が含まれる場合は、適切に区分して計上する必要があります。

（回答：NEXUS（研究人材育成連動型）のみ）

本委託研究に必要な物品の移送費については、直接経費での計上が可能です。なお、当該研究に使用されない物品が含まれる場合は、適切に区分して計上する必要があります。
一方で、研究人材育成の対象となる若手育成対象者は移籍元の研究機関に所属することから、研究人材育成経費を計上する研究担当者（研究代表者も含む）は、研究期間の全期間において、国際共同研究と研究人材育成に従事することが、研究人材育成経費を計上する研究担当者の責務となります。
そのため、研究人材育成経費を計上する研究担当者が他の研究機関に移籍する場合において、移籍元の研究機関における研究人材育成に影響が生じないよう、移籍元の研究機関におかれては、他の研究機関に移籍する研究担当者と協力し、新たな研究担当者を配置する等、適切な措置を講じていただきますようお願いします。

② FAQ8011（大学等、企業等共通）

（質問）

複数年度契約において、繰越した研究費と翌事業年度研究費を合算して使用しても問題ないか。また、流用を行うことは可能か。

（回答：共通版）

繰越は、予め翌事業年度における使途を定めて行うものではありますが、状況変化により繰越額のみでは資金に不足が生じる場合に翌事業年度研究費と合算して使用し、当初目的を遂行することを妨げません。また、繰越した研究費を新たな使途にあてることが有効かつ必要と認められる場合に、当初予定と異なる使途にあてること（流用）も妨げません。但し、流用を行う場合には、ⅰ)繰越執行額と前事業年度の予算執行額を合計した結果が、流用制限の範囲を超える場合（各費目の流用額が直接経費総額の５０％および当該事業の最低基準額を超える場合）、もしくは、ⅱ)研究計画の大幅な変更を伴う場合には、ＪＳＴの事前承認が必

要となります。

なお、繰越額については、早期に執行する必要があります。従って、研究進捗の状況により繰越額の執行に遅滞が生じる場合には、必要に応じ研究費の調整を行いますので、速やかに研究担当者よりＪＳＴ担当者へ連絡ください。

（回答：NEXUS（研究人材育成連動型）のみ）

繰越は、予め翌事業年度における使途を定めて行うものではありますが、状況変化により繰越額のみでは資金に不足が生じる場合に翌事業年度研究費と合算して使用し、当初目的を遂行することを妨げません。また、繰越した研究費を新たな使途にあてることが有効かつ必要と認められる場合に、当初予定と異なる使途にあてること（流用）も妨げません。但し、流用を行う場合には、ⅰ)繰越執行額と前事業年度の予算執行額を合計した結果が、流用制限の範囲を超える場合（各費目の流用額が直接経費総額の５０％および当該事業の最低基準額を超える場合）、もしくは、ⅱ)研究計画の大幅な変更を伴う場合には、ＪＳＴの事前承認が必要となります。

なお、繰越額については、早期に執行する必要があります。従って、研究進捗の状況により繰越額の執行に遅滞が生じる場合には、必要に応じ研究費の調整を行いますので、速やかに研究担当者よりＪＳＴ担当者へ連絡ください。

研究人材育成経費の繰越について、若手育成研究費のみ翌事業年度への繰越しが認められます。
また研究人材育成経費の流用について、以下のとおり制限がありますので、留意していただきますようお願いします。

- 研究計画確定以降、研究人材育成経費（研究奨励費と若手育成研究費）の費用間の流用は、認められません。
- 研究計画確定以降、国際共同研究経費と研究人材育成経費との経費間の流用は、機構が認める場合を除き、認められません。

③　FAQ8104（大学等のみ）

（質問）

研究担当者が移籍した場合、移籍先機関への無償譲渡の対象となる物品は、現在有効な委託研究契約の契約期間中に直接経費により取得した物品のみであり、契約更新する前の委託研究契約において取得した物品の譲渡は大学の判断で良いのか。

（回答：共通版）

当該研究題目の研究期間中に取得された物品であれば、現在有効な委託研究契約の更新前の

委託研究契約において取得した物品も含め、原則として、移籍先機関への無償譲渡を行ってください。

（回答：NEXUS（研究人材育成連動型）のみ）

当該研究題目の研究期間中に取得された物品であれば、現在有効な委託研究契約の更新前の委託研究契約において取得した物品も含め、原則として、移籍先機関への無償譲渡を行ってください。

一方で、研究人材育成の対象となる若手育成対象者は移籍元の研究機関に所属することから、研究人材育成経費を計上する研究担当者（研究代表者も含む）は、研究期間の全期間において、国際共同研究と研究人材育成に従事することが、研究人材育成経費を計上する研究担当者の責務となります。

そのため、研究人材育成経費を計上する研究担当者が他の研究機関に移籍する場合において、移籍元の研究機関における研究人材育成に影響が生じないよう、移籍元の研究機関におかれては、他の研究機関に移籍する研究担当者と協力し、新たな研究担当者を配置する等、適切な措置を講じていただきますようお願いします。

以上